

# 重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業サービス)

『様』(以下「契約者」という。)と社会福祉法人双友会(以下「事業者」という。)は、契約者がつつじ山荘ヘルパーステーション(以下「事業所」という。)において、事業所から提供される訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)サービスについて、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結します。以下、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防訪問介護」(相当サービス)と読み替えるものとします。

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省第37号第8条に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 双友会
- (2)法人所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津2061番地
- (3)電話番号 096-293-4014
- (4)代表者氏名 理事長 緒方 一未
- (5)設立年月日 昭和48年1月18日

## 2 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定訪問介護事業所:平成12年3月28日指定  
熊本県4372600702
- (2)事業所の目的 指定訪問介護事業所は、介護保険法令の趣旨に従い契約者の居宅において、介護福祉士及び訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員」という。)が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的として訪問介護サービスを提供します。
- (3)事業所の名称 つつじ山荘ヘルパーステーション
- (4)事業所の所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津字前田 1187 番地 1
- (5)電話番号 096-294-3012/FAX 096-294-0003
- (6)事業所長(管理者)氏名 永田 映里香
- (7)事業所の運営方針

○指定介護予防・日常生活支援総合事業所の職員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

○本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの緊密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

- (8)開設年月日 平成6年4月1日

(9)通常の事業の実施地域 大津町・菊陽町・旭志の全校区及び西原村の鳥子・小森・布田校区・南阿蘇村の立野校区

(10)事業所の職員体制

- 管理者 1名(兼務可)
- サービス提供責任者 2名(有資格者)
- 訪問介護員 3名以上
- その他 事務員1名(兼務可)

3 営業日及び営業時間

- 営業日:月曜～土曜(但し、12/29～1/3迄を除く)
- 営業時間:午前7時～午後6時(但し、特別の需要がある場合は、この限りではない。)
- 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4 サービス内容

- 訪問介護計画書の作成
- 身体介助・・・食事介助、入浴、排泄介助、特段の専門的配慮をもって行う調理  
更衣介助、身体整容、体位交換、移動・移乗介助  
服薬介助、起床・就寝介助  
自立支援のための見守りの援助  
外出介助
- 生活支援・・・買物、調理、掃除、洗濯など
- 通院等のための乗降又は降車の介助

5 キャンセル

- (1)利用者がサービスを中止する際には、速やかに、次の連絡先『サービス提供責任者』までご連絡ください。  
連絡先(電話):096-294-3012  
つつじ山荘ヘルパーステーション
- (2)利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(但し、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)
- (3)キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

6 交通費実費

- 利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収し、なお自動車を使用した場合の交通費は

次の額を徴収します。

●通常の実施地域を越えてから片道1km毎に40円

## 7 苦情申し立て窓口

当事業所における ご利用者相談窓口	(所在地)熊本県菊池郡大津町大字大津字前田 1187-1 つつじ山荘ヘルパーステーション (電話) 096-294-3012 (FAX) 096-294-0003 受付時間 7:00~18:00
大津町役場 介護保険担当課	(所在地)熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 (電話) 096-293-3114 (FAX) 096-293-0474 受付時間 9:00~17:00
国民健康保険団体 連合会	(所在地)熊本県熊本市健軍2-4-10 (電話)096-365-0811 (FAX)096-214-1105 受付時間 9:00~17:00

苦情担当窓口:永田 映里香

## 8 緊急時の対応方法

事業者は、訪問介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じたりその他緊急の対応が必要な場合は、速やかに主治医又は協力機関と連携を取り、救急入院など必要な措置を講じます。

## 9 事故発生時の対応方法

事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合、市 町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うとともに原因の追究又、再発防止に講じます。

## 10 非常災害発生時の対応方法

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成します。また、常に関係機関と連携を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

## 11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない場合により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12 虐待防止に関する対策

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関するマニュアルを作成し、従業員教育を行います。

## 13 感染症の予防及びびまん防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。発生時の対応についてはマニュアルを作成し、研修及び訓練を行います。

## 14 守秘義務に関する対策

事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用計画の内容としています。

## 15 利用者の尊厳について

利用者の尊厳、プライバシー保護の為、業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

## 16 利用料金

	所要時間	訪問介護料金
①	総合事業を1回/週 利用する場合	週1回(4回以上) 1,176円 日割 39円
	総合事業を2回/週 利用する場合	週2回(8回以上) 2,349円 日割 77円
	総合事業を3回/週 利用する場合	週3回(12回以上) 3,727円 日割 123円
②	総合事業を回数/月 利用する場合	1回 287円
③	初回加算(最初のご利用月のみ)	200円/月
④介護職員処遇改善加算Ⅰ 上記(①+②)×24.5%が加算されます。		

○ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

## 17 第三者による評価の実施

第三者による評価の実施	1.あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1.あり 2.なし
	2.なし		

## 18 その他

○サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項に留意下さい。

◆訪問介護員はサービス提供にあたって、次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者、又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者、又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービスの提供

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除・庭掃除など)

⑥利用者の居宅での飲食、喫煙、飲酒

⑦その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

◆保険給付として不適切な事例への対応について

(1)次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りさせて頂く場合があります。

①「直接本人の援助に該当しない場合」

主として家族の利便に供する行為、又は家族が行うことが適切であると判断される行為

- ・利用者以外の物に係る洗濯、調理、買物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室以外の掃除
- ・来客の応接(お茶・食事の手配など)
- ・自家用車の洗車・清掃など

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話など

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。  
私は、訪問介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)住所

氏名 ⑩

(上記の家族)

住所

氏名 ⑩

(事業所)〒869-1233

熊本県菊池郡大津町大字大津字前田1187-1

社会福祉法人 双友会 代表者 緒方 一未

指定訪問介護事業

つつじ山荘ヘルパーステーション ⑩

説明者職名

氏名 ⑩

# 重要事項説明書

(訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省第37号第8条に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 双友会
- (2)法人所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津2061番地
- (3)電話番号 096-293-4014
- (4)代表者氏名 理事長 緒方 一未
- (5)設立年月日 昭和48年1月18日

## 2 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定訪問介護事業所:平成12年3月28日指定  
熊本県4372600702
- (2)事業所の目的 指定訪問介護事業所は、介護保険法令の趣旨に従い契約者の居宅において、介護福祉士及び訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員」という。)が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的として訪問介護 サービスを提供します。
- (3)事業所の名称 つつじ山荘ヘルパーステーション
- (4)事業所の所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津字前田 1187 番地 1
- (5)電話番号 096-294-3012/FAX 096-294-0003
- (6)事業所長(管理者)氏名 永田 映里香
- (7)事業所の運営方針
  - 指定訪問介護事業所の介護訪問介護員等は、要介護などの心身の特性を 踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
  - 本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉 サービスを提供するものとの緊密な連携を図り、総合的サービスの提供に 努めます。
- (8)開設年月日 平成6年4月1日
- (9)通常の事業の実施地域 大津町・菊陽町・旭志の全校区及び西原村の鳥子・小森・布田校区・南阿蘇村の立野校区
- (10)事業所の職員体制
  - 管理者 1名(兼務可)
  - サービス提供責任者 2名(有資格者)
  - 訪問介護員 3名以上
  - その他 事務員1名(兼務可)

## 3 営業日及び営業時間

- 営業日:月曜～土曜(但し、12/29～1/3迄を除く)
- 営業時間:午前7時～午後6時(但し、特別の需要がある場合は、この限りで

はない。)

○電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### 4 サービス内容

- 訪問介護計画書の作成
- 身体介助・・・食事介助、入浴、排泄介助、特段の専門的配慮をもって行う調理
  - 更衣介助、身体整容、体位交換、移動・移乗介助
  - 服薬介助、起床・就寝介助
  - 自立支援のための見守りの援助
  - 外出介助
- 生活支援・・・買物、調理、掃除、洗濯など
- 通院等のための乗降又は降車の介助

#### 5 キャンセル

- (1)利用者がサービスを中止する際には、速やかに、次の連絡先『サービス提供責任者』までご連絡ください。  
連絡先(電話):096-294-3012  
つつじ山荘ヘルパーステーション
- (2)利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(但し、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)
- (3)キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

#### 6 交通費実費

○利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収し、なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

●通常の実施地域を越えてから片道1km毎に40円

#### 7 苦情申し立て窓口

当事業所における ご利用者相談窓口	(所在地)熊本県菊池郡大津町大字大津字前田 1187-1 つつじ山荘ヘルパーステーション (電話) 096-294-3012 (FAX) 096-294-0003 受付時間 7:00~18:00
大津町役場 介護保険担当課	(所在地)熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 (電話) 096-293-3114 (FAX) 096-293-0474 受付時間 9:00~17:00
国民健康保険団体 連合会	(所在地)熊本県熊本市健軍2-4-10 (電話)096-365-0811 (FAX)096-214-1105 受付時間 9:00~17:00

苦情担当窓口:永田 映里香

## 8 緊急時の対応方法

事業者は、訪問介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急の対応が必要な場合は、速やかに主治医又は協力機関と連携を取り、必要な措置を講じます。

## 9 事故発生時の対応方法

事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合、市 町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うとともに原因の追究又、再発防止に講じます。

## 10 非常災害発生時の対応方法

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成します。また、常に関係機関と連携を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

## 11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない場合により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12 虐待防止に関する対策

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関するマニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 13 感染症の予防及びびまん防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。発生時の対応についてはマニュアルを作成し、研修及び訓練を行います。

#### 14 守秘義務に関する対策

事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用計画の内容としています。

#### 15 利用者の尊厳について

利用者の尊厳、プライバシー保護の為、業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

#### 16 利用料金

	所要時間	身体介護	生活援助
① サービス利用料金	所要時間20分以上30分未満	268 円/回	—
	所要時間20分以上45分未満	—	197 円/回
	所要時間45分以上	—	242 円/回
	所要時間30分以上1時間未満	426 円/回	—
	所要時間1時間以上30分を増す毎に	624 円/回 +90 円/回 (30分毎)	—
②	初回加算(最初のご利用月のみ)	200円/月	
③	介護職員処遇改善加算 I 上記①で1ヶ月ご利用された合計金額(算定対象の方のみ+②)×24.5%分が加算されます。		

○ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

#### 17 第三者による評価の実施

第三者による評価の実施	1.あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1.あり 2.なし
	2.なし		

#### 18 その他

○サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項に留意下さい。

◆訪問介護員はサービス提供にあたって、次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者、又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者、又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービスの提供

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除・庭掃除など)

⑥利用者の居宅での飲食、喫煙、飲酒

⑦その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

◆保険給付として不適切な事例への対応について

(1)次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りさせて頂く場合があります。

①「直接本人の援助に該当しない場合」

主として家族の利便に供する行為、又は家族が行うことが適切であると判断される行為

- ・利用者以外の物に係る洗濯、調理、買物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室以外の掃除
- ・来客の応接(お茶・食事の手配など)
- ・自家用車の洗車・清掃など

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話など

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

私は、訪問介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名 ⑩

(上記の家族)住所

氏名 ⑩

(事業所)〒869-1233

熊本県菊池郡大津町大字大津字前田1187-1

社会福祉法人 双友会 代表者 緒方 一未

指定訪問介護事業

つつじ山荘ヘルパーステーション ⑩

説明者職名

氏名